

「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン(案)」(概要)

令和 5 年 12 月 11 日
厚生労働省障害保健福祉部企画課
アルコール健康障害対策推進室

1. 作成の趣旨

- アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）第12条第1項に基づき、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されたアルコール健康障害対策推進基本計画の第2期計画[※]では、基本的施策として、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進を図るため、国民のそれぞれの状況に応じた適切な飲酒量・飲酒行動の判断に資する「飲酒ガイドライン」を作成することとされている。

これを受け、必要な専門的知見に基づき当該ガイドラインを作成するため、「飲酒ガイドライン作成検討会」を開催し、検討を行った。

本ガイドラインは、アルコール健康障害の発生を防止するため、国民一人ひとりがアルコールに関連する問題への関心と理解を深め、自らの予防に必要な注意を払って不適切な飲酒を減らすために活用されることを目的としている。

※第2期「アルコール健康障害対策推進基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）

2. ガイドライン（案）の概要

- 主な内容は以下である。

本ガイドラインの内容は、基礎疾患等がない20歳以上の成人を中心に、

 - ① アルコールの代謝や飲酒による身体等への影響
 - ② 参考となる飲酒量（純アルコール量）
 - ③ 飲酒に係る留意事項

等をまとめたもの。純アルコール量に着目し、自分に合った飲酒量を決め、健康に配慮した飲酒を心がけるための留意事項等を提示した。

3. 施行期限

- 令和6年3月下旬（予定）